令和７年度　児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果（三重県）について

令和８年11月27日
三重県教育委員会事務局
生　徒　指　導　課

令和７年度　児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について	【概　要】	P1～7
令和７年度　公立小中学校および県立高等学校における暴力行為の状況	【別紙１】	P8～9
令和７年度　公立小中学校および県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況等	【別紙２】	P10～12
令和７年度　公立小中学校における長期欠席（不登校）の状況等	【別紙３】	P13～15
令和７年度　県立高等学校における長期欠席（不登校）の状況等	【別紙４】	P16～19
令和７年度　県立特別支援学校における長期欠席（不登校）の状況等	【別紙５】	P20～23
令和７年度　県立学校における中途退学者数等の状況	【別紙６】	P24～26

令和７年度　児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の調査結果について【概要】

三重県教育委員会事務局
生徒指導課

１　調査の趣旨

本調査は、文部科学省の調査に合わせて、児童生徒の問題行動等について、県内の公立学校の状況を調査・分析することにより、その実態を把握し、教育現場における生徒指導等の一層の充実を図るために実施しているものです。

２　調査について（文部科学省が示している基準等）

（１）暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、その他の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設･設備等の「器物損壊」の四形態に分けています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

（２）いじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第２条第１項）をいいます。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

（３）長期欠席

「長期欠席」とは、同一年度における「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、30 日以上欠席した（連続したものであるか否かを問わない。）ことをいいます。なお、本調査においては、学校外の教育支援センター等に通い、校長が出席扱いとした場合も欠席日数として含めています。

欠席理由は次によることとします。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選んでいます。

- ○「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。
- ○「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。
- ○「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数。
- ○「その他」とは、「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

＊「その他」の具体例

- 保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。
- 外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。
- 連絡先が不明なまま長期欠席している者。
- 感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

（４）県立学校における中途退学

「中途退学者」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者および学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含みません。

３　調査結果の概要

県内の国立・公立（県市町等立）・私立学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況等については以下のとおりです。

※義務教育学校前期課程は小学校に、義務教育学校後期課程は中学校に含めています。

（１）暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】　（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	合計	1,000人あたりの発生件数
全国	85,886	42,665	6,344	134,895	11.0
三重県（国公私立）	1,094	693	127	1,914	11.0
（うち公立）	1,076	672	106	1,854	11.8

- 令和７年度三重県（公立学校）の暴力行為の発生件数は 1,854 件で、令和６年度と比較すると 289 件増加（前年度比 18.5％増）しました。校種別では、小学校 204 件増加（同 23.4％増）、中学校 64 件増加（同 10.5％増）、高等学校 21 件増加（同 24.7％増）となっています。
- 過去５年間では、小学校、中学校、高等学校ともに令和７年度が最多となっています。
- 形態別の発生件数は、対教師暴力 291 件（構成比 15.7％）、生徒間暴力 1,325 件（同 71.5％）、対人暴力 14 件（同 0.8％）、器物損壊 224 件（同 12.1％）です。過去５年間、生徒間暴力が最多となっています。

（２）いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】　（単位：件）

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	1,000人あたりの認知件数
全国	620,774	146,217	20,570	4,223	791,784	64.0
三重県（国公私立）	4,530	1,260	548	54	6,392	36.2
（うち公立）	4,487	1,203	507	54	6,251	39.2

・令和７年度三重県（公立学校）のいじめの認知件数は 6,251 件で、令和６年度と比較すると全体で 225 件増加（前年度比 3.7％増）し、現在のいじめの定義になった平成 25 年度以降、過去２番目に多い値となっています。校種別では、小学校は 261 件増加（同 6.2％増）、中学校は 119 件減少（同 9.0％減）、高等学校は 77 件増加（同 17.9％増）、特別支援学校は 6 件増加（同 12.5％増）となっています。また、公立学校における令和７年度のいじめの重大事態の発生件数は 35 件（小学校 11 件、中学校６件、高等学校 18 件、特別支援学校０件）です。

・過去５年間の認知件数は増加傾向で、1,000 人あたりの認知件数を令和３年度と比較すると、小学校は約 1.6 倍、中学校は約 1.4 倍、高等学校は約 1.7 倍、特別支援学校は約 2.7 倍と、全ての校種で増加しています。

・いじめ発見のきっかけは、小学校では「アンケート調査など学校の取組により発見した」が最も多く（構成比小学校 56.0％）、過去５年間をみても最も高い状態が続いています。中学校および県立高等学校では、「本人からの訴え」が最も多く（同中学校 26.8％、県立高等学校 39.8％）、中学校については、過去５年間、最も多かった「アンケート調査など学校の取組により発見」を上回る結果となりました。特別支援学校では令和６年度に引き続き「学級担任が発見した」が最も多くなっています。

（３）不登校

【不登校児童生徒数（小中学校）】　（単位：人）

	小学校		中学校		合計	1,000人あたりの不登校児童生徒数
	不登校児童数	1,000人あたりの不登校児童数	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数		
全国	140,946	24.0	216,762	68.7	357,708	39.6
三重県（国公私立）	2,008	24.6	2,969	65.3	4,977	39.2
（うち公立）	1,989	24.7	2,864	67.0	4,853	39.3

・令和７年度三重県の公立小中学校の不登校児童生徒数は 4,853 人で、令和６年度と比較すると 94 人増加（前年度比 2.0％増）し、現在の不登校の定義になった平成 10 年度以降、最多となっています。

・公立小中学校 1,000 人あたりの不登校児童生徒数は 39.3 人で、過去５年間でみると年々増加しています。

【不登校生徒数（高等学校)】　　（単位：人）

	全日制		定時制		合計	1,000人あたりの不登校生徒数
	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数		
全国	※	※	※	※	67,844	23.5
三重県（国公私立）	※	※	※	※	1,509	36.2
（うち公立）	764	25.5	478	291.1	1,242	39.4

※文部科学省の調査では公表されていません。

・令和7年度県立高等学校の不登校生徒数は1,242人で、令和6年度と比較すると132人増加（前年度比11.9%増）し、調査が開始された平成16年度以降、最多となっています。課程別では、全日制は52人増加（同7.3%増)、定時制は80人増加（同20.1%増）しています。

・1,000人あたりの不登校生徒数は、全日制で25.5人（前年度比2.1人増)、定時制で291.1人（同45.1人増）となっています。全日制と定時制を合わせた人数を過去5年間でみると、増加率の大小に差はあるものの、年々増加しています。

【不登校児童生徒数（特別支援学校)】　　（単位：人）

	小学部		中学部		高等部		合計	1,000人あたりの不登校児童生徒数
	不登校児童数	1,000人あたりの不登校児童数	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数	不登校生徒数	1,000人あたりの不登校生徒数		
全国	629	11.3	1,087	31.1	4,139	62.2	※	※
三重県（国公私立）	4	5.8	5	9.9	69	81.5	※	※
（うち公立）	4	6.2	5	10.9	69	88.1	78	41.3

・県立特別支援学校の不登校児童生徒数は78人です。課程別では、小学部4人、中学部5人、高等部69人です。

（４）中途退学

【中途退学者数】　（単位：人）

	全日制		定時制		通信制		特別支援学校（高等部）		合計	中途退学率
	中途退学者数	中途退学率	中途退学者数	中途退学率	中途退学者数	中途退学率	中途退学者数	中途退学率		
全国	27,867	1.0	5,355	7.3	10,756	3.6	759	1.2	44,737	1.4
三重県（国公私立）	※	※	※	※	※	※	13	1.5	589	1.2
（うち公立）	229	0.8	119	7.2	21	0.8	13	1.7	382	1.1

※文部科学省の調査では公表されていません。

・県立学校の中途退学者数は 382 人となりました。

・令和７年度の県立高等学校における中途退学者数は 369 人で、前年度と同数となりました。平成４年度の調査開始以降、令和３年度まで減少傾向にありましたが、令和４年度以降は増加傾向となっています。課程別では、全日制が 229 人（前年度比４人減、1.7％減）、定時制が 119 人（同５人増、4.4％増）、通信制が 21 人（同１人減、4.5％減）となりました。

・令和７年度の特別支援学校高等部における中途退学者数は 13 人で、中途退学率は 1.7％となりました。

・中途退学の事由は、全ての校種・課程で「進路変更」が最多となっています。（構成比：全日制 59.8％、定時制 68.9％、通信制 81.0％、特別支援学校高等部 46.2％）

４　今後の対応方針

（１）暴力行為

・県立学校の生徒指導担当教員等を対象として、児童生徒が怒りをコントロールして暴力行為に及ぶことがないように、アンガーマネジメントに係る研修を行い、各校での取組につなげます。また、取組事例を市町等教育委員会にも共有します。

・心理的な側面での支援が必要な場合にはスクールカウンセラーを、暴力行為の背景に、家庭など児童生徒を取り巻く環境が影響している場合にはスクールソーシャルワーカーを派遣します。状況によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、生徒指導特別指導員をチームとして派遣し、学校や児童生徒を支援します。

・暴力行為の内容に応じて、学校警察連絡制度を活用して、警察との情報共有や連携強化に取り組むとともに、児童相談所との連携を密にし、暴力行為の背景にある環境の課題に寄り添った対応を進めます。

・学校生活や友人関係などでのつまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、立ち直り回復する力（レジリエンス）を高め、育む実践事業のまとめとして「レジリエンス教育プログラム」を作成しました。今後も複数年で利用できるように、短時間でプログラムが実施でき、継続的に行えるプログラム「ポケットレジリエンス」を実践し、教職員に対する研修を行い、普及に取り組みます。

・「生命(いのち)の安全教育」について、生徒指導の担当教員が集まる会議等で、性暴力対策に関する国の指針や目的を説明し、文部科学省の作成する教材や、警察・助産師等の専門家による出前授業を紹介することで、各学校の取組を推進します。

（２）いじめ

・教職員が児童生徒のささいな変化を見逃すことなく適切に受け止め、児童生徒一人ひとりの状況に応じた対応や支援ができるよう、実践的な研修を行います。
・学校がいじめを発見または情報を得たときには、組織で直ちに認知し解消に向けて取り組むとともに、いじめの重大事態については、いじめ防止対策推進法や国のガイドラインに即して対応します。
・いじめの迅速・確実な対応を図るため、いじめ対応情報管理システムを活用し、学校で認知したいじめの内容や児童生徒の状況、対応状況等のいじめに係る情報を学校と市町等教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に対応します。
・学期に１回以上のいじめアンケートを継続するとともに、学習端末等を活用して、自らがいじめを受けていることや周囲でいじめがあることを学校に報告できるようにするなど、学校に相談しやすい環境づくりを進めます。
・保護者向けの「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用し、家庭と協力して子どもの変化や兆候を把握したり、いじめ電話相談やＳＮＳによる相談を継続して実施したりすることで、いじめの早期発見・早期対応を進めます。
・児童生徒がいじめはいけないと理解するだけでなく、いじめをなくすためにできることを考え、行動につなげられるよう、道徳教育を充実するとともに、いじめ防止強化月間において、児童生徒が主体となるいじめ防止の取組を行います。
・児童生徒がインターネット上におけるいじめなどの被害者や加害者とならないよう、情報モラル教育を進めます。
・児童が法律の意味や役割について学ぶ機会を持ち、社会規範の面からいじめがいけないことに気づくとともに、市民社会のルールを守る姿勢や、いじめを許さない態度・能力を身につけることを目的に、小学校第５学年または第６学年を対象とした弁護士による「いじめ予防授業」を行うとともに、弁護士の協力を得て作成した「いじめ予防のための動画教材」の活用を推進します。
・県教育委員会が作成した子どもアドボカシーについて理解を深めるための動画教材や資料を各学校で活用することで、いじめに関する悩み等を抱えている児童生徒が他の人に相談したり助けを求めたりするなど、意見表明できる環境づくりを推進します。

（３）不登校

・児童生徒が互いの個性を尊重し合える関係を築き、日常の学習活動や学校行事で学び合ったり、協力したりできる「魅力ある学校づくり」を進めます。
・校内教育支援センターの設置を促進し、自分の教室に入りづらい児童生徒が安心して学校で過ごすことのできる環境づくりを行います。
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる面談や訪問型支援等を実施し、専門家を含めたチーム学校としての相談体制の一層の充実を図ります。

・各市町において学びの多様化学校の設置の検討が進むよう、県立みえ四葉ヶ咲中学校での学びの様子や成果、設立時の手続きに関することなどを市町等教育委員会にも周知します。
・不登校児童生徒が、社会的自立に向かうことができるようフリースクール等民間施設が実施する多様な学びや活動への支援を行います。また、経済的な事情を抱える児童生徒が、フリースクール等でも学びを継続できるよう利用料の一部を補助します。
・保護者相談会を実施し、不登校の子どもの保護者同士が不安や悩みを話して交流したり、専門家に相談したりする場を提供します。
・学校生活や友人関係などでのつまずきや失敗、思うようにいかない状況をしなやかに受け止めて適応し、立ち直り回復する力（レジリエンス）を高め、育む実践事業のまとめとして「レジリエンス教育プログラム」を作成しました。今後も複数年で利用できるように、短時間でプログラムが実施でき、継続的に行えるプログラム「ポケットレジリエンス」を実践し、教職員に対する研修を行い、普及に取り組みます。（再掲）
・県立教育支援センターにおいて、社会的自立を見据えた体験活動の内容を充実させるとともに、学習支援、カウンセリング等も進めていきます。
・高等学校において、欠席が増加した生徒に対し、「遠隔授業」を活用した学習支援を引き続き実施します。長期の欠席により学びに大きな空白が生じないよう、当該生徒および保護者に確認しながら、個々の状況に応じて学習の機会を確保します。
・保護者が 24 時間気軽に不登校等に関する初期相談をできるようにし、相談状況に応じて県や地域の教育・福祉・医療などの機関の情報を得ることができるＡＩチャットを活用した相談窓口「ひだまり」の周知を行います。

（４）中途退学

・進学希望の中学生が、高等学校や特別支援学校高等部の教育内容や特色を理解し、目的意識を持って進学できるよう、生活入門講座やホームページによる学校紹介を行います。また、市町等教育委員会やＰＴＡ連合会等とともに、日本語指導が必要な生徒や不登校生徒、保護者向けの進学説明会等の取組を進めます。
・高等学校や特別支援学校高等部への入学後、学校生活に早期に適応できるよう、教職員によるオリエンテーション、個人面談、ガイダンス等やスクールカウンセラーによる教育相談等により、生徒の抱える悩みや不安に寄り添い、きめ細かな対応を進めます。
・県立教育支援センターにおいて、高等学校等を中途退学した生徒を対象に就学、就職等個々のニーズに応じた支援に取り組むとともに、進路未決定のまま県立高等学校を中途退学した生徒に相談機関の資料を提供するなど、必要な支援情報が届くよう取り組みます。
・高等学校等の授業料を高等学校等就学支援金により支援するとともに、低所得世帯の授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金を支給するなど、教育費の負担を軽減することで、経済的な理由により修学が困難となる生徒の発生防止を図ります。

５　参考資料【三重県（公立学校）の状況】　　別紙１～別紙６

別紙１

令和７年度　公立小中学校および県立高等学校における暴力行為の状況

１　概　要（図１参照）

・令和７年度の公立小中学校および県立高等学校における暴力行為発生件数は1,854件で、令和６年度（1,565件）と比較して289件増加(前年度比18.5%増)している。

・公立小中学校および県立高等学校における1,000人あたりの暴力行為発生件数は11.8件で、令和６年度（9.7件）より2.1件増加し、過去５年間をみると、全ての校種で令和７年度が最多となっている。

・小中学校における暴力行為発生件数が依然として多い要因としては、いじめの認知が進む中で、積極的に暴力行為も把握していることや、学校が児童生徒を丁寧に見守り組織的に対応していることが考えられる。

（図１）暴力行為発生件数の推移　（単位：件）

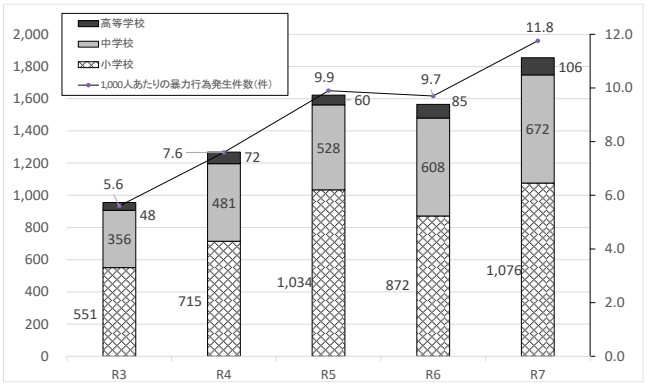

２　校種別状況（表１参照）

・暴力行為の発生件数は、校種別にみても全ての校種で令和６年度を上回っており、小学校で204件の増加（23.4%増)、中学校で64件の増加（10.5%増)、高等学校で21件の増加（24.7%増）となっている。また、過去５年間をみると、全ての校種で令和７年度が最多となっている。

（表１）暴力行為発生件数の推移（校種別）（単位：件）

	R3	R4	R5	R6	R7	増減件数	前年度比(%)
小学校	551	715	1,034	872	1,076	204	23.4%
中学校	356	481	528	608	672	64	10.5%
高等学校	48	72	60	85	106	21	24.7%
計	955	1,268	1,622	1,565	1,854	289	18.5%

３　形態別状況（表２参照）

・形態別にみると、全ての校種の合計では、対教師暴力が79件の増加（37.3%増)、生徒間暴力が133件の増加（11.2%増)、対人暴力が５件の増加（55.6%増)、器物損壊が72件の増加（47.4%増）となっている。

・校種別でみると、全ての校種で生徒間暴力が最多となっており、小学校では791件（構成比73.5%)、中学校では462件（同68.8%)、高等学校では72件（同67.9%）となっている。また、全ての校種の合計では、生徒間暴力1,325件（構成比71.5%)、対教師暴力291件（同15.7%)、器物損壊224件（同12.1%)、対人暴力14件（同0.8%）の順となっており、過去５年間、同様の順となっている。

・令和６年度から減少となったのは、小学校における対人暴力（50.0%減）となっている。

（表２）暴力行為発生件数の推移（校種別・形態別）

形態		小学校					中学校					高等学校					合計				
		R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
対教師暴力	発生件数(件)	86	170	121	143	170	37	55	55	66	114	4	2	5	3	7	127	227	181	212	291
	構成比(%)	15.6	23.8	11.7	16.4	15.8	10.4	11.4	10.4	10.9	17.0	8.3	2.8	8.3	3.5	6.6	13.3	17.9	11.2	13.5	15.7
生徒間暴力	発生件数(件)	399	466	826	668	791	266	365	430	462	462	32	60	41	62	72	697	891	1,297	1,192	1,325
	構成比(%)	72.4	65.2	79.9	76.6	73.5	74.7	75.9	81.4	76.0	68.8	66.7	83.3	68.3	72.9	67.9	73.0	70.3	80.0	76.2	71.5
対人暴力	発生件数(件)	4	0	1	2	1	2	10	3	7	10	5	2	3	0	3	11	12	7	9	14
	構成比(%)	0.7	0.0	0.1	0.2	0.1	0.6	2.1	0.6	1.2	1.5	10.4	2.8	5.0	0.0	2.8	1.2	0.9	0.4	0.6	0.8
器物損壊	発生件数(件)	62	79	86	59	114	51	51	40	73	86	7	8	11	20	24	120	138	137	152	224
	構成比(%)	11.3	11.0	8.3	6.8	10.6	14.3	10.6	7.6	12.0	12.8	14.6	11.1	18.3	23.5	22.6	12.6	10.9	8.4	9.7	12.1
合計	発生件数(件)	551	715	1,034	872	1,076	356	481	528	608	672	48	72	60	85	106	955	1,268	1,622	1,565	1,854

※(構成比は、発生件数合計に対する割合であり四捨五入の関係上合計が100.0%にならない場合があります)

４　加害児童生徒実人数

（表３･表４参照）

（表３）加害児童生徒実人数推移（校種別）（単位：人）

	R3	R4	R5	R6	R7	増減人数（人）	前年度比（%）
小学校	444	572	872	710	902	192	27.0%
中学校	333	419	515	580	574	▲ 6	▲ 1.0%
高等学校	54	70	65	91	128	37	40.7%
計	831	1,061	1,452	1,381	1,604	223	16.1%

・加害児童生徒実人数を校種別にみると、令和６年度と比較して、小学校で 192 人の増加（前年度比 27.0%増）、中学校で６人の減少（同 1.0%減）、高等学校で 37 人の増加（同 40.7%増）、全体としては、223 人の増加（同 16.1%増）となっている。
過去５年間をみると、中学校で令和６年度が最多、小学校と高等学校は令和７年度が最多となっている。

・1,000 人あたりの学年別加害児童生徒実人数は、中学１年生（17.1 人）が最多。次いで、小学５年生（14.8 人）、中学２年生（14.1 人）の順となっている。

（表４）学年別加害児童生徒実人数と構成比

R7	小１	小２	小３	小４	小５	小６	中１	中２	中３	高１	高２	高３	高４	計
実人数（人）	107	144	137	146	206	162	237	202	135	60	46	21	1	1,604
構成比（%）	6.7	9.0	8.5	9.1	12.8	10.1	14.8	12.6	8.4	3.7	2.9	1.3	0.1	100.0
1,000人あたりの人数（人）	8.6	11.3	10.3	10.5	14.8	11.4	17.1	14.1	9.3	5.6	4.3	2.0	0.4	10.2

５　暴力行為の回数別内訳（表５参照）

（表５）暴力行為の回数別人数（校種別）（単位：人）

	回数	R3（人）	R4（人）	R5（人）	R6（人）	R7（人）	構成比（%）	増減人数（人）	前年度比（%）
小学校	１回のみ	351	460	709	562	717	79.5%	155	27.6%
	２回以上	93	112	163	148	185	20.5%	37	25.0%
	小計	444	572	872	710	902	100.0%	192	27.0%
中学校	１回のみ	259	321	430	468	458	79.8%	▲ 10	▲ 2.1%
	２回以上	74	98	85	112	116	20.2%	4	3.6%
	小計	333	419	515	580	574	100.0%	▲ 6	▲ 1.0%
高等学校	１回のみ	52	66	61	83	122	95.3%	39	47.0%
	２回以上	2	4	4	8	6	4.7%	▲ 2	▲ 25.0%
	小計	54	70	65	91	128	100.0%	37	40.7%
計	１回のみ	662	847	1,200	1,113	1,297	80.9%	184	16.5%
	２回以上	169	214	252	268	307	19.1%	39	14.6%
	全校種計	831	1,061	1,452	1,381	1,604	100.0%	223	16.1%

・２回以上暴力行為を行った児童生徒は、小学校で 185 人（構成比 20.5%）、中学校で 116 人（同 20.2%）、高等学校で６人（同 4.7%）、となっており、全校種では、307 人（同 19.1%）となっている。

・令和６年度と比較すると、２回以上暴力行為を行った児童生徒は、小学校で 37 人の増加（25.0%増）、中学校で４人の増加（3.6%増）、高等学校で２人の減少（25.0%減）となっている。

・全校種において２回以上暴力行為を行った児童生徒の構成比は 19.1%で、令和６年度の 19.4%から 0.3 ポイント減少している。過去５年間では、令和３年度の 20.3%が最も高く、令和７年度は、過去５年間で２番目に低い割合となっている。

（参考：過去５年間の２回以上暴力行為を行った児童生徒の構成比
Ｒ３:20.3%　Ｒ４:20.2%　Ｒ５:17.4%　Ｒ６：19.4%　Ｒ７：19.1%）

別紙２

令和７年度　公立小中学校および県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの状況等

１　概　要（図１・表１参照）

・令和７年度の公立小中学校および県立高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は全体で6,251件と、令和６年度より225件（3.7%）増加した。

・1,000 人あたりのいじめ認知件数は 39.2 件で、令和６年度より 2.2 件増加している。

・令和６年度と比較すると、校種別の1,000人あたりの認知件数は、小学校は約1.1倍、中学校は約0.9倍、高等学校は約1.2倍、特別支援学校は約1.1倍になっており、中学校以外の校種で増加した。

（図１）いじめの認知件数の推移　　（単位：件）

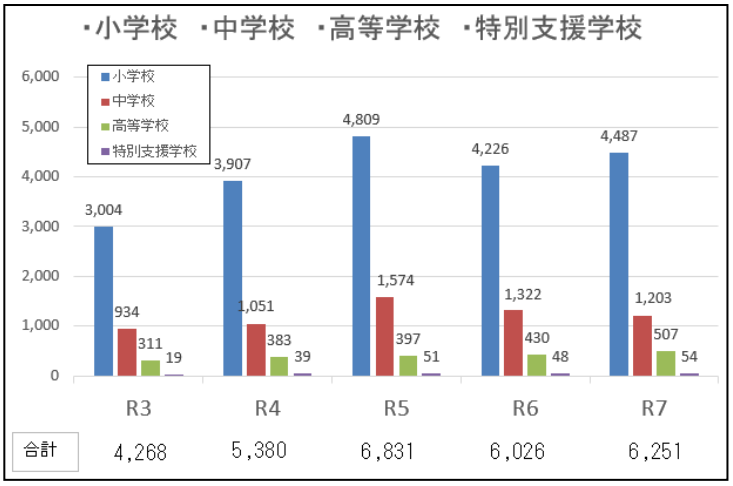

（表１）いじめの 1,000 人あたりの認知件数

区　分		※学校総数：A（校）［学校基本調査の校数］	全児童生徒数	認知学校数：B（校）	認知率：B/A×100（%）	認知件数：C（件）	認知件数の増減（件）	1,000人あたりの認知件数
小学校	R３	364	88,968	310	85.2	3,004	357	33.8
	R４	363	87,336	308	84.8	3,907	903	44.7
	R５	360	85,426	302	83.9	4,809	902	56.3
	R６	360	82,971	286	79.4	4,226	▲ 583	50.9
	R７	340	80,606	298	87.6	4,487	261	55.7
中学校	R３	159	45,159	133	83.6	934	140	20.7
	R４	158	44,629	133	84.2	1,051	117	23.5
	R５	157	44,105	134	85.4	1,574	523	35.7
	R６	157	43,614	131	83.4	1,322	▲ 252	30.3
	R７	151	42,750	130	86.1	1,203	▲ 119	28.1
高等学校	R３	67	36,326	54	80.6	311	9	8.6
	R４	67	35,384	55	82.1	383	72	10.8
	R５	67	34,672	58	86.6	397	14	11.5
	R６	67	34,584	60	89.6	430	33	12.4
	R７	70	34,189	62	88.6	507	77	14.8
特別支援学校	R３	18	1,779	8	44.4	19	▲ 2	10.7
	R４	18	1,763	8	44.4	39	20	22.1
	R５	18	1,803	10	55.6	51	12	28.3
	R６	18	1,807	11	61.1	48	▲ 3	26.6
	R７	18	1,888	11	61.1	54	6	28.6
合計	R３	608	172,232	505	83.1	4,268	504	24.8
	R４	606	169,112	504	83.2	5,380	1,112	31.8
	R５	604	166,006	504	83.4	6,831	1,451	41.1
	R６	604	162,976	488	80.8	6,026	▲ 805	37.0
	R７	579	159,433	501	86.5	6,251	225	39.2

※高等学校の学校総数は全日制、定時制、通信制を併設している学校はそれぞれの課程につき１校として計上。

※学校総数は、休校（小学校：18 校、中学校：７校）の学校も含む。

※分校は１校として計上。

2　学年別認知件数（図２参照）

・令和７年度の学年別認知件数は、令和６年度と比較すると中学校の１年生と３年生で減少し、それ以外では増加した。

・令和３年度と比較すると、学年別認知件数は、高等学校の４年生以外で増加している。最も増加している学年は、小学校では２年生で 296 件（約 1.5 倍）、中学校では２年生で 146 件（約 1.5 倍）、高等学校では１年生で 129 件（約 1.9 倍）である。

（図２）　令和３年度、令和６年度および令和７年度　学年別認知件数

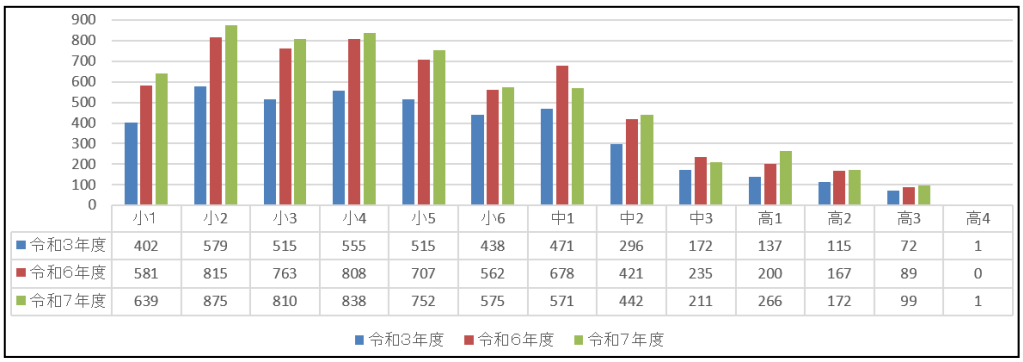

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
令和3年度	402	579	515	555	515	438	471	296	172	137	115	72	1
令和6年度	581	815	763	808	707	562	678	421	235	200	167	89	0
令和7年度	639	875	810	838	752	575	571	442	211	266	172	99	1

3　いじめの発見のきっかけ（表２参照）

・小学校では、「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多く（56.0%）、過去５年間をみても最も高い状態が続いている。中学校および高等学校では、「本人からの訴え」が最も多く（中学校 26.8%、高等学校 39.8%）、中学校については、過去５年間で最も多かった「アンケート調査など学校の取組により発見」を上回る結果となった。特別支援学校では令和６年度に引き続き「学級担任が発見」が最も多かった（35.2%）。

（表２）いじめの発見のきっかけ

	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
アンケート調査など学校の取組により発見	2,514	56.0%	237	19.7%	118	23.3%	15	27.8%	2,884	46.1%
本人からの訴え	577	12.9%	323	26.8%	202	39.8%	12	22.2%	1,114	17.8%
当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え	673	15.0%	227	18.9%	71	14.0%	3	5.6%	974	15.6%
学級担任が発見	242	5.4%	101	8.4%	32	6.3%	19	35.2%	394	6.3%
児童生徒（本人を除く）からの情報	180	4.0%	103	8.6%	39	7.7%	0	0.0%	322	5.2%
学級担任以外の教職員が発見（養護、スクールカウンセラー等を除く）	116	2.6%	155	12.9%	31	6.1%	2	3.7%	304	4.9%
保護者（本人の保護者を除く）からの情報	149	3.3%	39	3.2%	11	2.2%	1	1.9%	200	3.2%
その他	36	0.8%	18	1.5%	3	0.6%	2	3.7%	59	0.9%
地域住民からの情報	6	0.1%	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	9	0.1%
養護教諭が発見	14	0.3%	11	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	25	0.4%
学校以外の関係機関（相談機関を含む）からの情報	8	0.2%	2	0.2%	3	0.6%	2	3.7%	15	0.2%
匿名による投書など	5	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.1%
スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	3	0.1%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	5	0.1%
計	4,487	100.0%	1,203	100.0%	507	100.0%	54	100.0%	6,251	100.0%

4　いじめの解消状況（表３参照）

・令和７年度のいじめの解消件数は 4,153 件であり、解消率は 66.4%と、令和６年度を 9.1 ポイント下回った。

※「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省： 平成 29 年３月改定）により、いじめの解消は被害者に対する行為が止んでいる状態が少なくとも３か月継続していることとなった。

・次年度６月末の解消状況について、令和７年度の解消率は 93.4%で令和６年度を 1.2 ポイント下回った。

【参考】次年度６月末の解消状況

令和３年度：92.1%　令和４年度：92.1%　令和５年度：96.3%

（表３）いじめの解消状況

区分	解消しているもの	
	R6	R7
小学校（件）	3,231	2,904
解消率（%）	76.5	64.7
中学校（件）	1,009	893
解消率（%）	76.3	74.2
高等学校（件）	278	315
解消率（%）	64.7	62.1
特別支援学校（件）	34	41
解消率（%）	70.8	75.9
計（件）	4,552	4,153
解消率（%）【年度末（3月末）時点】	75.5	66.4
解消率（%）【翌年度6月末時点】	94.6	93.4

5　いじめの態様（表４参照）

・「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の認知件数に占める割合は 48.5%で、令和３年度以降をみても全校種とも最も高い状態が続いている。

・「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の認知件数に占める割合は 20.6%で、２番目に多い態様となっている。

（表４）いじめの態様（複数回答）

いじめの態様		小学校(件)		中学校(件)		高等学校(件)		特別支援学校(件)		計(件)	
		R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7	R6	R7
認知件数(総数)		4,226	4,487	1,322	1,203	430	507	48	54	6,026	6,251
①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	認知件数	2,274	2,087	757	626	264	290	23	28	3,318	3,031
	構成比	53.8%	46.5%	57.3%	52.0%	61.4%	57.2%	47.9%	51.9%	55.1%	48.5%
②仲間外れ、集団による無視をされる。	認知件数	481	462	88	87	62	68	3	2	634	619
	構成比	11.4%	10.3%	6.7%	7.2%	14.4%	13.4%	6.3%	3.7%	10.5%	9.9%
③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	認知件数	1,191	1,062	269	166	42	48	11	14	1,513	1,290
	構成比	28.2%	23.7%	20.3%	13.8%	9.8%	9.5%	22.9%	25.9%	25.1%	20.6%
④ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	認知件数	370	414	137	141	22	39	4	6	533	600
	構成比	8.8%	9.2%	10.4%	11.7%	5.1%	7.7%	8.3%	11.1%	8.8%	9.6%
⑤金品をたかられる。	認知件数	42	27	18	14	1	13	0	2	61	56
	構成比	1.0%	0.6%	1.4%	1.2%	0.2%	2.6%	0.0%	3.7%	1.0%	0.9%
⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	認知件数	458	332	133	70	48	59	13	5	652	466
	構成比	10.8%	7.4%	10.1%	5.8%	11.2%	11.6%	27.1%	9.3%	10.8%	7.5%
⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	認知件数	769	831	160	140	63	135	11	13	1,003	1,119
	構成比	18.2%	18.5%	12.1%	11.6%	14.7%	26.6%	22.9%	24.1%	16.6%	17.9%
⑧パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる。	認知件数	120	127	161	136	71	82	8	1	360	346
	構成比	2.8%	2.8%	12.2%	11.3%	16.5%	16.2%	16.7%	1.9%	6.0%	5.5%
⑨卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画・画像を撮影・送信されたりするなど、性的な嫌がらせや性的な行為をされる。	認知件数	−	113	−	22	−	5	−	0	−	140
	構成比	−	2.5%	−	1.8%	−	1.0%	−	0.0%	−	2.2%
⑩その他	認知件数	43	46	19	11	15	12	4	7	81	76
	構成比	1.0%	1.0%	1.4%	0.9%	3.5%	2.4%	8.3%	13.0%	1.3%	1.2%

※⑨は、令和７年度の調査から追加された項目です。

6　いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法（表５参照）

・全ての公立小中学校および県立高等学校、特別支援学校でアンケート調査を実施している。

（表５）いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法（複数回答）

（単位：校）

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
(回答対象校数)	(340)	(151)	(70)	(18)	(579)
アンケート調査の実施	340	151	70	18	579
個別面談の実施	308	149	40	11	508
「個人ノート」や「生活ノート」といったような教職員と児童生徒との間で日常的に行われている日記等	244	146	4	4	398
家庭訪問	286	132	15	9	442
その他	14	7	0	1	22

7　いじめの重大事態の発生件数

・公立学校における令和７年度のいじめの重大事態の発生件数は 35 件であった。（小学校 11 件、中学校６件、高等学校 18 件、特別支援学校０件）

・県立学校で発生した重大事態の調査報告書には、教職員一人ひとりがいじめに対する意識をより高めるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づき、事案に対して組織的対応を行うことについて改めて確認すること、いじめアンケートの計画的な実施や一人一台端末を活用した定期的な相談窓口の周知など、いじめを把握する手立ての充実を図ること、スクールカウンセラー等の専門人材とも連携し、いじめの早期発見を図る校内体制を構築すること、情報モラル、ネットリテラシーを確実に身に付けさせるため、発達段階に応じた指導の充実を図ることなどが提言された。

別紙３

令和７年度　公立小中学校における長期欠席（不登校）の状況等

１　概　要（表１・表２・図１・図２参照）

・令和７年度の公立小中学校における長期欠席児童生徒数は6,588人で、小学校は2,928人、中学校は3,660人となっている。理由別では、「病気」1,112人、「経済的理由」０人、「不登校」4,853人、「その他」623人となっている。

・不登校児童生徒数は、4,853人（1,000人あたりの不登校児童生徒数は39.3人）で、前年度と比較して94人増加（前年度比2.0%増）。現在の不登校の定義になった平成10年以降、最多となっている。また、過去５年間で年々増加しているが、増加率は鈍化している。

・不登校児童生徒のうち、50日以上欠席している児童生徒数は3,719人（小学校1,387人、中学校2,332人）で、不登校児童生徒全体の76.6%となっている。

・不登校児童生徒のうち、90日以上欠席している児童生徒数は2,511人（小学校820人、中学校1,691人）で、不登校児童生徒全体の51.7%となっている。

・学年別の不登校児童生徒数は、学年が進むにつれ増加する傾向があり、中学３年生の1,070人が最多となっている。

（表１）理由別長期欠席者の状況

	校種	在籍者数（人）	理由別長期欠席者数				計（人）	不登校児童生徒の割合（%）
			病気（人）	経済的理由（人）	不登校（人）	その他（人）		
R6	小学校	82,971	548	0	1,936	386	2,870	2.33
	中学校	43,614	617	0	2,823	129	3,569	6.47
	合計	126,585	1,165	0	4,759	515	6,439	3.76
R7	小学校	80,606	458	0	1,989	481	2,928	2.47
	中学校	42,750	654	0	2,864	142	3,660	6.70
	合計	123,356	1,112	0	4,853	623	6,588	3.93

（表２）不登校児童生徒数の推移

区分	小学校						中学校						不登校児童生徒数の合計(人)
	(A)全児童数（人）	(B)不登校児童数（人）	不登校児童数の増減率(%)	1,000人あたり不登校児童数（人）	不登校児童のうち、50日以上欠席している児童数（人）	不登校児童のうち、90日以上欠席している児童数（人）	(A)全生徒数（人）	(B)不登校生徒数（人）	不登校生徒数の増減率(%)	1,000人あたり不登校生徒数（人）	不登校生徒のうち、50日以上欠席している生徒数（人）	不登校生徒のうち、90日以上欠席している生徒数（人）	
R3	88,968	1,059	28.7	11.9		436	45,159	2,084	29.0	46.1		1,220	3,143
R4	87,336	1,356	28.0	15.5		620	44,629	2,489	19.4	55.8		1,508	3,845
R5	85,426	1,769	30.5	20.7	1,276	784	44,105	2,799	12.5	63.5	2,319	1,709	4,568
R6	82,971	1,936	9.4	23.3	1,370	814	43,614	2,823	0.9	64.7	2,342	1,727	4,759
R7	80,606	1,989	2.7	24.7	1,387	820	42,750	2,864	1.5	67.0	2,332	1,691	4,853

（図１）不登校児童生徒数の推移（単位：人）

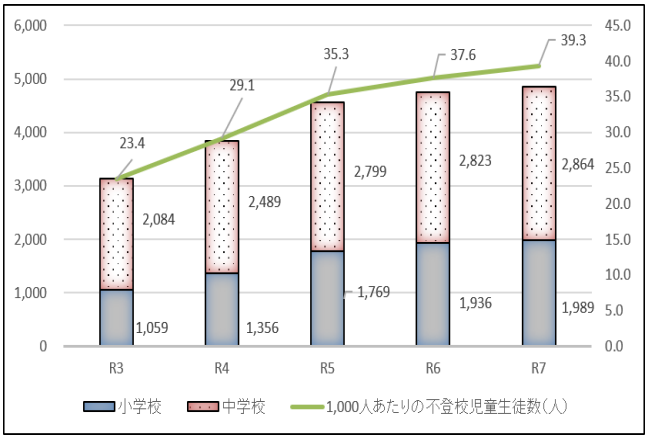

（図２）不登校児童生徒数（学年別）（単位：人）

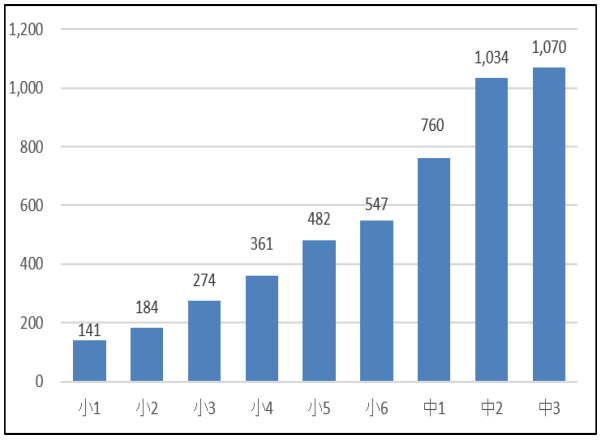

２　不登校児童生徒について把握した事実（表３参照）

・不登校児童生徒について把握した事実は、小中学校ともに上位３項目が「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」、「生活リズムの不調に関する相談があった。」、「不安・抑うつの相談があった。」となっている。

・小学校において把握した事実は、「生活リズムの不調に関する相談があった。」655 人（前年度比 39 人減、5.6%減）が最も多い。次いで、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」604 人（22 人減、3.5%減）、「不安・抑うつの相談があった。」579 人、（62 人増、12.0%増）の順で多くなっている。
・中学校において把握した事実は、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。」1,074 人（前年度比 116 人増、12.1%増）で最も多い。次いで、「生活リズムの不調に関する相談があった。」899 人（同 47 人増、5.5%増）、「不安・抑うつの相談があった。」852 人（同 57 人増、7.2%増）の順で多くなっている。

（表３） 不登校児童生徒について把握した事実（複数選択回答あり） （単位：人）

区分 / 学校種		1 いじめの被害の情報や相談があった。	2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	5 学校のきまり等に関する相談があった。	6 転編入学、進級時の不適応による相談があった。	7 家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	8 親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	9 生活リズムの不調に関する相談があった。	10 あそび、非行に関する情報や相談があった。	11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	12 不安・抑うつの相談があった。	13 障がい（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	14 個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった。	15 左記に該当なし
R6	小学校	31	218	65	329	42	42	284	413	694	30	626	517	181	169	98
	中学校	32	380	69	495	66	113	216	387	852	137	958	795	196	146	128
	合 計	63	598	134	824	108	155	500	800	1,546	167	1,584	1,312	377	315	226
R7	小学校	41	255	71	350	41	43	300	378	655	37	604	579	184	187	113
	中学校	33	401	54	468	57	102	302	323	899	106	1,074	852	152	115	152
	合 計	74	656	125	818	98	145	602	701	1,554	143	1,678	1,431	336	302	265

３ 継続の不登校児童生徒数と新たな不登校児童生徒数（表４参照）

・令和７年度の新たな不登校児童生徒数は、小学校では 915 人（46.0%）、中学校では 1,010 人（35.3%）。
・令和６年度から継続の不登校児童生徒数は、小学校では 1,074 人（54.0%）、中学校では 1,854 人（64.7%）。
・令和７年度の新たな不登校児童生徒の小中学校合計の割合は、不登校児童生徒全体の 39.7%（前年度比 1.1 ポイント増）になっている。

（表４）継続の不登校児童生徒数と新たな不登校児童生徒数 （単位：人）

	学校種	小学校							中学校			
	学年	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計
R6	不登校児童生徒数	134	190	272	342	486	512	1,936	728	1,022	1,073	2,823
	新たな不登校児童生徒数	134	96	142	153	207	188	920	327	370	219	916
	継続の不登校児童生徒数		94	130	189	279	324	1,016	401	652	854	1,907
R7	不登校児童生徒数	141	184	274	361	482	547	1,989	760	1,034	1,070	2,864
	新たな不登校児童生徒数	141	84	137	163	201	189	915	387	389	234	1,010
	継続の不登校児童生徒数		100	137	198	281	358	1,074	373	645	836	1,854

４ 相談・指導を受けた専門機関等（表５・表６・表７参照）

・学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた児童生徒は、小学校 1,287 人（前年度比 124 人増）、中学校 1,848 人（同 151 人増）となっている。学校内外の施設や機関等で相談・指導を受けた児童生徒の割合は、不登校児童生徒全体の 64.6%（前年度比 4.5 ポイント増）、小学校では 64.7%（同 4.6 ポイント増）、中学校では 64.5%（同 4.4 ポイント増）となっている。
・学校内において、相談・指導を受けた機関等として最も多いのは、小学校は「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」で、481 人（24.2%、前年度比 2.6 ポイント減）、中学校は「校内教育支援センター等で教員や支援員等による相談指導を受けた」（今年度新規項目）で 752 人（26.3%）となっている。
・学校外において、相談・指導を受けた機関等として最も多いのは、小中学校ともに「病院、診療所」で小学

校では、386 人で不登校児童全体の 19.4%（昨年度比 1.5 ポイント増）、中学校では 510 人で不登校生徒全体の 17.8%（同 0.8 ポイント減）となっている。次いで多いのが、小学校は「教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関」266 人(13.4%、同1.4ポイント増)、中学校は「教育支援センター」337 人(11.8%、同3.1ポイント減）になっている。

・学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち、教職員から継続的な指導・相談を受けていた（養護教諭を除く）児童生徒数は、1,716 人（99.9%）となっている。

（表５）学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒

令和7年度	小学校		中学校		計	
	（人）	（%）	（人）	（%）	（人）	（%）
不登校児童生徒数	1,989	－	2,864	－	4,853	－
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校児童生徒	1,287	64.7	1,848	64.5	3,135	64.6
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒	702	35.3	1,016	35.5	1,718	35.4

（表６）不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等（複数回答）

区分		小学校		中学校		計	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学校内	養護教諭による専門的な指導を受けた人数	343	17.2	416	14.5	759	15.6
	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	481	24.2	656	22.9	1,137	23.4
	校内教育支援センター等で教員や支援員等による相談・指導を受けた人数	345	17.3	752	26.3	1,097	22.6
	上記による相談・指導等を受けた実人数	885	44.5	1,321	46.1	2,206	45.5
学校外	教育支援センター	217	10.9	337	11.8	554	11.4
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	266	13.4	250	8.7	516	10.6
	児童相談所、福祉事務所	152	7.6	171	6.0	323	6.7
	保健所、精神保健福祉センター	3	0.2	10	0.3	13	0.3
	病院、診療所	386	19.4	510	17.8	896	18.5
	民間団体、民間施設	106	5.3	71	2.5	177	3.6
	障害児支援施設	42	2.1	23	0.8	65	1.3
	上記以外の機関等	44	2.2	45	1.6	89	1.8
	上記の機関等での相談・指導等を受けた実人数	837	42.1	1,113	38.9	1,950	40.2

※割合は、不登校児童生徒数に対する割合

※令和７年度より調査項目に「校内教育支援センター等で教員や支援員等による相談・指導を受けた人数」、「障害児支援施設」が追加

（表７）学校内外の施設や機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導等を受けていた人数

区分	小学校		中学校		小中合計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数(人)	702	－	1,016	－	1,718	－
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員(養護教諭を除く)から継続的な相談・指導等を受けていた人数	701	99.9	1,015	99.9	1,716	99.9

５　不登校児童生徒への指導結果（表８参照）

・指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒は、小学校では 517 人（26.0%）、中学校では 843 人（29.4%）となっている。

・登校する又はできるようになった児童生徒の割合は、28.0%（前年度比 0.3 ポイント増）となっている。

（表８）不登校児童生徒への指導結果

区分	小学校		中学校		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	517	26.0	843	29.4	1,360	28.0
指導中の児童生徒	1,472	74.0	2,021	70.6	3,493	72.0
合　計	1,989	—	2,864	—	4,853	—

６　不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について（表９参照）

・不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価を反映した人数は 1,060 人(小学校 288 人、中学校 772 人）となっている。

（表９）不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価を反映した人数（複数回答）

区分	小学校	中学校	計
	人数(人)	人数(人)	人数(人)
学校外の学習の成果を成績に反映させた実人数	288	772	1,060

別紙４

令和７年度　県立高等学校における長期欠席（不登校）の状況等

１　概　要（表１・表２・図１・図２参照）

- 令和７年度の県立高等学校における長期欠席生徒数は 1,855 人で、全日制は 1,040 人、定時制は 815 人となっている。理由別では「病気」364 人、「経済的理由」35 人、「不登校」1,242 人、「その他」214 人となっている。
- 不登校生徒数は 1,242 人（前年度比 132 人増、11.9%増）。全日制は 764 人（同 52 人増、7.3%増）、定時制は 478 人（80 人増、20.1%増）。全日制・定時制ともに調査が始まった平成 16 年度以降、最多となっている。
- 1,000 人あたりの不登校生徒数は全日制で 25.5 人（前年度比 2.1 人増）、定時制で 291.1 人（同 45.1 人増）、全体では 39.4 人（同 4.8 人増）となっている。
- 不登校生徒のうち、50 日以上欠席している生徒数は 709 人（全日制 371 人、定時制 338 人）で、不登校生徒全体の 57.1%となっている。
- 不登校生徒のうち、90 日以上欠席している生徒数は 220 人（全日制 81 人、定時制 139 人）で、不登校生徒全体の 17.7%となっている。
- 学年別の不登校生徒数は、全日制では３年生、定時制では１年生が最多となっている。

（表１）理由別長期欠席者の状況

	課程	在籍者数（人）	理由別長期欠席者数				計（人）	不登校生徒の割合（%）
			病気（人）	経済的理由（人）	不登校（人）	その他（人）		
R６	全日制	30,436	243	0	712	16	971	2.34
	定時制	1,618	46	15	398	276	735	24.60
	合　　計	32,054	289	15	1,110	292	1,706	3.46
R７	全日制	29,916	251	4	764	21	1,040	2.55
	定時制	1,642	113	31	478	193	815	29.11
	合　　計	31,558	364	35	1,242	214	1,855	3.94

（表２）不登校生徒数の推移

区分	全日制						定時制					
	(A)全生徒数（人）	(B)不登校生徒数（人）	不登校生徒数の増減率（%）	1,000人当たりの不登校生徒数（人）	不登校生徒のうち、50日以上欠席している生徒数（人）	不登校生徒のうち、90日以上欠席している生徒数（人）	(A)全生徒数（人）	(B)不登校生徒数（人）	不登校生徒数の増減率（%）	1,000人当たりの不登校生徒数（人）	不登校生徒のうち、50日以上欠席している生徒数（人）	不登校生徒のうち、90日以上欠席している生徒数（人）
R3	32,508	417	4.0	12.8		57	1,596	315	▲ 12.3	197.4		114
R4	31,521	593	42.2	18.8		101	1,602	393	24.8	245.3		142
R5	30,718	672	13.3	21.9	301	88	1,548	351	▲ 10.7	226.7	241	125
R6	30,436	712	6.0	23.4	318	99	1,618	398	13.4	246.0	270	119
R7	29,916	764	7.3	25.5	371	81	1,642	478	20.1	291.1	338	139

（図１）不登校生徒数の推移　　（単位：人）

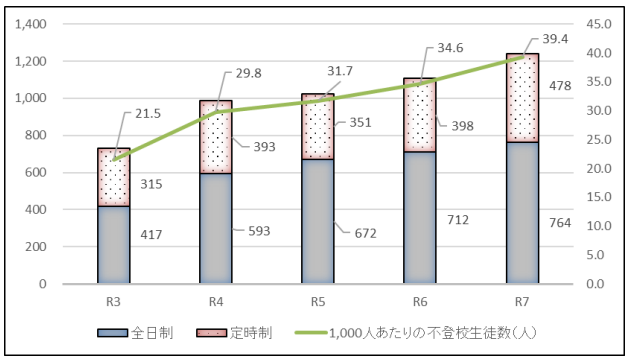

（図２）不登校生徒数（学年別）　　（単位：人）

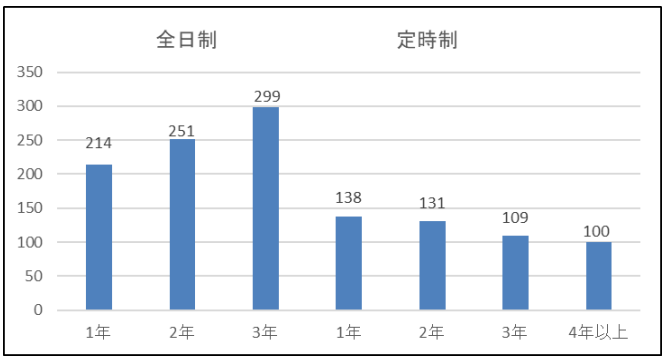

※単位制については相当する学年に割り振っています。

2　不登校生徒について把握した事実（表３参照）

- 不登校生徒について把握した事実は、全日制・定時制ともに上位３項目が「生活リズムの不調に関する相談があった」、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」、「不安・抑うつの相談があった」となっている。
- 全日制では「生活リズムの不調に関する相談があった」232 人(前年度比 14 人減、5.7%減) が最も多い。次いで、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」212 人(同 44 人増、26.2%増)、「不安・抑うつの相談があった」189 人(同 10 人増、5.6%増)の順で多くなっている。
- 定時制では「生活リズムの不調に関する相談があった」125 人(前年度比 39 人減、23.8%減)が最も多い。次いで「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」73 人(同増減なし)、「不安・抑うつの相談があった」45 人(同８人減、15.1%減)の順で多くなっている。

（表３） 不登校生徒について把握した事実（複数選択回答あり）　　（単位：人）

		1 いじめの被害の情報や相談があった。	2 いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった。	3 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった。	4 学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた。	5 学校のきまり等に関する相談があった。	6 入学、転編入学、進級時の不適応による相談があった。	7 家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	8 親の関わり方に関する問題の情報や相談があった。	9 生活リズムの不調に関する相談があった。	10 あそび、非行に関する情報や相談があった。	11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	12 不安・抑うつの相談があった。	13 障がいへ疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった。	14 個別の配慮（1～3以外）についての求めや相談があった。	15 左記に該当なし
R6	全日制	34	98	15	111	19	21	53	82	246	46	168	179	14	26	106
	定時制	3	18	7	24	0	4	30	37	164	10	73	53	7	8	80
	合計	37	116	22	135	19	25	83	119	410	56	241	232	21	34	186
R7	全日制	25	92	17	137	10	28	59	94	232	43	212	189	20	14	121
	定時制	4	24	3	22	7	8	25	29	125	20	73	45	8	15	207
	合計	29	116	20	159	17	36	84	123	357	63	285	234	28	29	328

3　継続の不登校生徒数と新たな不登校生徒数（表４参照）

- 令和７年度の新たな不登校生徒数は、全日制 604 人（79.1%）、定時制 209 人（43.7%）で、合計 813 人（65.5%、前年度比 1.8 ポイント減）となっている。
- 令和６年度から継続の不登校生徒数は、全日制 160 人（20.9%）、定時制 269 人（56.3%）で、合計 429 人（34.5%、前年度比 1.8 ポイント増）となっている。

（表４）継続の不登校生徒数と新たな不登校生徒数　（単位：人）

	学校種	全日制				定時制					全・定
	学年	1	2	3	計	1	2	3	4年以上	計	合計
R６	不登校生徒数	233	258	221	712	102	109	87	100	398	1,110
	新たな不登校生徒数	197	206	158	561	76	55	31	24	186	747
	継続の不登校生徒数	36	52	63	151	26	54	56	76	212	363
R７	不登校生徒数	214	251	299	764	138	131	109	100	478	1,242
	新たな不登校生徒数	193	196	215	604	78	74	36	21	209	813
	継続の不登校生徒数	21	55	84	160	60	57	73	79	269	429

※単位制については相当する学年に割り振っています。

４　相談・指導等を受けた専門機関等（表５・表６・表７参照）

- 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた生徒は、全日制372人（前年度比16人減）、定時制79人（同49人減）となっている。学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた生徒の割合は、全日制48.7%（同5.8ポイント減）、定時制16.5%（同15.7ポイント減）となっている。
- 学校内において、最も多いのは、全日制、定時制ともに「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」で、全日制222人（29.1%）（前年度比11人減、3.6ポイント減）、定時制38人（7.9%）（同12人減、4.7ポイント減）となっている。
- 学校外において、最も多いのは、全日制、定時制ともに「病院、診療所」で、全日制195人（25.5%）（前年度比23人増、1.3ポイント増）、定時制38人（7.9%）（同人数増減なし、1.6ポイント減）となっている。
- 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた（養護教諭を除く）生徒は、全日制390人（99.5%）（前年度比74人増、2.0ポイント増）、定時制397人（99.5%）（前年度比174人増、16.9ポイント増）となっている。

（表５）学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校生徒

令和７年度	全日制		定時制		計	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
不登校生徒数	764	-	478	-	1,242	-
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けた不登校生徒	372	48.7	79	16.5	451	36.3
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒	392	51.3	399	83.5	791	63.7

（表６）不登校生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等（複数回答）

令和７年度							
区　　分		全日制		定時制		計	
		人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
学校内	養護教諭による専門的な指導を受けた人数	127	16.6	30	6.3	157	12.6
	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	222	29.1	38	7.9	260	20.9
	校内教育支援センター等で教員や支援員等による相談・指導を受けた人数	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	上記による相談・指導等を受けた実人数	285	37.3	51	10.7	336	27.1
学校外	教育支援センター	4	0.5	1	0.2	5	0.4
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	3	0.4	1	0.2	4	0.3
	児童相談所、福祉事務所	22	2.9	6	1.3	28	2.3
	保健所、精神保健福祉センター	0	0.0	2	0.4	2	0.2
	病院、診療所	195	25.5	38	7.9	233	18.8
	民間団体、民間施設	3	0.4	2	0.4	5	0.4
	障害児支援施設	1	0.1	0	0.0	1	0.1
	上記以外の機関等	5	0.7	2	0.4	7	0.6
	上記の機関等での相談・指導等を受けた実人数	217	28.4	45	9.4	262	21.1

※割合は、不登校生徒数に対する割合

※令和７年度より調査項目に「校内教育支援センター等で教員や支援員に等による相談・指導を受けた人数」、「障害児支援施設」が追加

（表７）学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない不登校生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた人数

区　　分	全日制		定時制		計	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒	392	-	399	-	791	-
学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校生徒のうち、教職員（養護教諭を除く）から継続的な相談・指導等を受けていた人数	390	99.5	397	99.5	787	99.5

５　不登校生徒への指導結果（表８参照）

・　「指導の結果、登校する又はできるようになった生徒」は、全日制では 359 人（47.0%）、定時制では 67 人（14.0%）となっている。

・　登校する又はできるようになった生徒の割合は、34.3%（前年度比 7.7 ポイント減）となっている。

（表８）不登校生徒への指導結果状況（単位：人）

区　　分	全日制		定時制		計	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
指導の結果登校する又はできるようになった生徒	359	47.0	67	14.0	426	34.3
指導中の児童生徒	405	53.0	411	86.0	816	65.7
合　　計	764	—	478	—	1,242	—

６　不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況（表９参照）

・　遠隔授業を受けた生徒は、全日制 124 人（16.2%）、定時制 16 人（3.3%）で、合計 140 人（11.3%）となっている。

・　遠隔授業を受けた生徒のうち単位を修得した生徒は、全日制 79 人（63.7%）、定時制 13 人（81.3%）で、合計 92 人（65.7%）となっている。

（表９）不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況

令和７年度	全日制		定時制		計	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
不登校生徒数	764	-	478	-	1,242	-
学校教育法施行規則第88条の３に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた	124	16.2	16	3.3	140	11.3
遠隔授業を受けた生徒のうち、遠隔授業によって単位を修得した	79	63.7	13	81.3	92	65.7

７　不登校生徒のうち、中途退学・原級留置になった生徒数（図３・図４参照）

・　不登校生徒のうち、中途退学となった生徒数は、全日制 56 人（前年度比２人減）、定時制 26 人（同４人減）で、計 82 人（6.6%、同 1.3 ポイント減）となっている。

・　不登校生徒のうち、原級留置となった生徒数は、全日制 30 人（同 14 人減）、定時制 13 人（同２人減）で、計 43 人（3.5%、同 1.8 ポイント減）となっている。

（図３）不登校のうち、中途退学になった生徒数

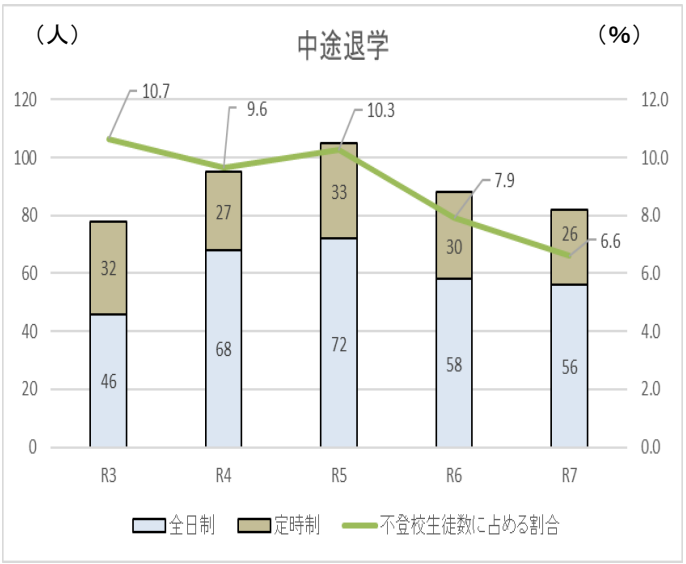

（図４）不登校のうち、原級留置になった生徒数

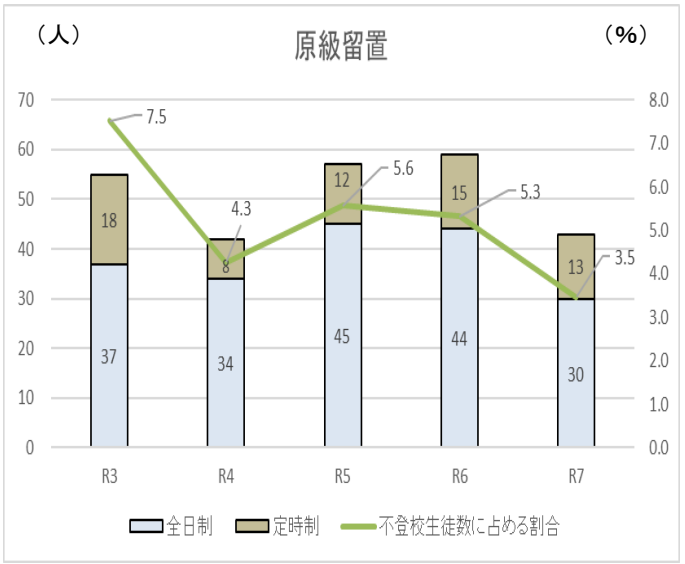

別紙５

令和７年度　県立特別支援学校における長期欠席（不登校）の状況等

１　概　要（表１・表２・図１参照）

- 令和７年度の県立特別支援学校における長期欠席児童生徒数は 299 人で、小学部は 100 人、中学部は 63 人、高等部は 136 人となっている。理由別では「病気」169 人、「不登校」78 人、「その他」52 人となっている。
- 不登校児童生徒数は 78 人。小学部は４人、中学部５人、高等部 69 人となっている。
- 1,000 人あたりの不登校児童生徒数は小学部で 6.2 人、中学部で 10.9 人、高等部で 88.1 人、全体では 41.3 人となっている。
- 不登校児童生徒のうち、50 日以上欠席している児童生徒数は 63 人（小学部３人、中学部５人、高等部 55 人）で、不登校児童生徒全体の 80.8%となっている。
- 不登校児童生徒のうち、90 日以上欠席している児童生徒数は 39 人（小学部２人、中学部３人、高等部 34 人）で、不登校児童生徒全体の 50.0%となっている。
- 学年別の不登校児童生徒数は、高等部 1、2 年生が最多となっている。

（表 1）理由別長期欠席者の状況

	課程	在籍者数（人）	理由別長期欠席者数				計（人）	不登校児童生徒の割合（%）
			病気（人）	経済的理由（人）	不登校（人）	その他（人）		
R7	小学部	645	67	0	4	29	100	0.62
	中学部	460	47	0	5	11	63	1.09
	高等部	783	55	0	69	12	136	8.81
	合　　計	1,888	169	0	78	52	299	4.13

（表２）不登校児童生徒数の推移

区分	小学部					中学部					高等部				
	(A)全児童数（人）	(B)不登校児童数（人）	1,000人当たりの不登校児童数（人）	不登校児童のうち、50日以上欠席している児童数（人）	不登校児童のうち、90日以上欠席している児童数（人）	(A)全生徒数（人）	(B)不登校生徒数（人）	1,000人当たりの不登校生徒数（人）	不登校生徒のうち、50日以上欠席している生徒数（人）	不登校生徒のうち、90日以上欠席している生徒数（人）	(A)全生徒数（人）	(B)不登校生徒数（人）	1,000人当たりの不登校生徒数（人）	不登校生徒のうち、50日以上欠席している生徒数（人）	不登校生徒のうち、90日以上欠席している生徒数（人）
R7	645	4	6.2	3	2	460	5	10.9	5	3	783	69	88.1	55	34

（図１）不登校児童生徒数（学年別）

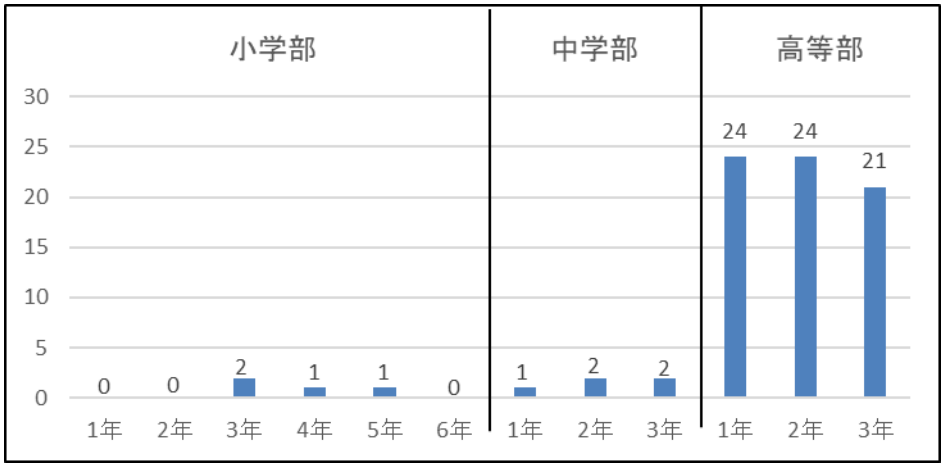

2　不登校児童生徒について把握した事実（表３参照）

- 小学部では「生活リズムの不調に関する相談があった」２人（50.0%） が最も多い。次いで「家庭生活の変化に関する情報や相談があった」１人（25.0%）となっている。
- 中学部では「生活リズムの不調に関する相談があった」２人（40.0%）が最も多い。次いで「不安・抑うつの相談があった」１人（20.0%）、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」１人（20.0%）となっている。
- 高等部では「不安・抑うつの相談があった」29 人（42.0%）が最も多い。次いで、「生活リズムの不調に関する相談があった」21 人（30.4%）となっている。

（表３） 不登校児童生徒について把握した事実（複数選択回答あり）　（単位：人）

		1 いじめの被害の情報や相談	2 いじめをめぐる被害の情報や友人関係問題を除く相談	3 教職員との関係をめぐる相談があった。	4 学業の不振や頻繁な宿題の提出が見られた。	5 学校のきまり等に関する相談があった。	6 入学、転編入学、進級時の不適応に関する相談があった。	7 家庭生活の変化に関する情報や相談があった。	8 親子の関わり方に関する相談があった。	9 生活リズムの不調に関する相談があった。	10 あそび、非行に関する情報があった。	11 学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった。	12 不安・抑うつの相談があった。	13 障がいのある教育的支援に関する相談があった。	14 個別の配慮や１相談以外にあった。	15 左記に該当なし
R7	小学部	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0		0	1
	中学部	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	1		0	1
	高等部	2	1	2	0	1	3	7	7	21	1	18	29		4	23
	合計	2	1	2	0	1	3	8	7	25	1	19	30		4	25

※（表３）13 について、特別支援学校では、１人ひとりの障がいに応じた個別の支援計画を作成しており、全ての児童生徒について相談しているため対象外としている。

3　継続の不登校児童生徒数と新たな不登校児童生徒数（表４参照）

- 令和７年度の新たな不登校児童生徒数は、小学部３人（75.0%）、中学部３人（60.0%）、高等部 55 人（79.7%）で合計 61 人（78.2%）となっている。
- 令和６年度から継続の不登校児童生徒数は、小学部１人（25.0%）、中学部２人（40.0%）、高等部 14 人（20.3%）で合計 17 人（21.8%）となっている。

（表４）継続の不登校児童生徒数と新たな不登校児童生徒数　（単位：人）

課程別	小学部							中学部				高等部				合計
学年	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
不登校児童生徒数	0	0	2	1	1	0	4	1	2	2	5	24	24	21	69	78
新たな不登校児童生徒数	0	0	1	1	1	0	3	1	1	1	3	10	24	21	55	61
継続の不登校児童生徒数		0	1	0	0	0	1	0	1	1	2	14			14	17

※斜線の小学部１年生は、前年度の数値がないこと、高等部２、３年生については、前年度不登校人数等を調査した学校基本調査の対象外となっていたため斜線としている。

4　相談・指導等を受けた専門機関等（表５・表６・表７参照）

- 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた児童生徒は、小学部１人（25.0%）、中学部４人（80.0%）、高等部 48 人（69.6%）となっている。
- 学校内において、最も多いのは、「養護教諭による専門的な指導を受けた」18 人（23.1%）で、次いで「スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた」10 人（12.8%）となっている。
- 学校外において、最も多いのは、「病院、診療所」33 人（42.3%）で、次いで「障害児支援施設」18 人（23.1%）となっている。

・ 学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた（養護教諭を除く）児童生徒は、25人（小学部3人、中学部1人、高等部21人）で100%となっている。

（表５）学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒

令和7年度	小学部		中学部		高等部		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
不登校児童生徒数	4	-	5	-	69	-	78	-
学校内外の機関等で専門的な相談･指導等を受けた不登校児童生徒	1	25.0	4	80.0	48	69.6	53	67.9
学校内外の機関等で専門的な相談･指導等を受けていない不登校児童生徒	3	75.0	1	20.0	21	30.4	25	32.1

（表６）不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等（複数回答）

令和7年度 区分		小学部		中学部		高等部		計	
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学校内	養護教諭による専門的な指導を受けた人数	0	0.0	0	0.0	18	26.1	18	23.1
	スクールカウンセラー、相談員等による専門的な相談を受けた人数	0	0.0	3	60.0	7	10.1	10	12.8
	校内教育支援センター等で教員や支援員等による相談･指導を受けた人数	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	上記による相談･指導等を受けた実人数	0	0.0	3	60.0	22	31.9	25	32.1
学校外	教育支援センター	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関	0	0.0	0	0.0	1	1.4	1	1.3
	児童相談所、福祉事務所	0	0.0	0	0.0	7	10.1	7	9.0
	保健所、精神保健福祉センター	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	病院、診療所	0	0.0	1	20.0	32	46.4	33	42.3
	民間団体、民間施設	0	0.0	2	40.0	0	0.0	2	2.6
	障害児支援施設	1	25.0	0	0.0	17	24.6	18	23.1
	上記以外の機関等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	上記の機関等での相談･指導等を受けた実人数	1	25.0	2	40.0	36	52.2	39	50.0

※割合は、不登校児童生徒数に対する割合

（表７）学校内外の施設や機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談・指導を受けていた人数

区分	小学部		中学部		高等部		計	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
学校内外の機関等で専門的な相談･指導等を受けていない不登校児童生徒	3	-	1	-	21	-	25	-
学校内外の機関等で専門的な相談･指導等を受けていない不登校児童生徒のうち、教職員から継続的な相談･指導等を受けていた人数	3	100.0	1	100.0	21	100.0	25	100.0

５　不登校児童生徒への指導結果（表８参照）

・ 「指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒」は、小学部で１人（25.0%）、中学部２人（40.0%）、高等部で36人（52.2%）となっている。
・ 登校する又はできるようになった児童生徒の割合は、50.0%となっている。

（表８）不登校児童生徒への指導結果状況

（単位：人）

区分	小学部	中学部	高等部	合計
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	1	2	36	39
指導中の児童生徒	3	3	33	39
合計	4	5	69	78

６　不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価について（表９参照）

・ 不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価を反映した人数は１人（中学部）となっている。

（表９）不登校児童生徒が欠席期間中に行った学習の成果に係る成績評価を反映した人数

区分	小学部	中学部	計
	人数（人）	人数（人）	人数（人）
学校外の学習の成果を成績に反映させた実人数	0	1	1

７　不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況（表 10 参照）

・　遠隔授業を受けた生徒は、高等部２人（2.9%）となっている。
・　遠隔授業を受けた生徒のうち単位を修得した生徒は、0 人となっている。

（表 10）不登校生徒に対する遠隔授業等の実施状況

令和7年度	高等部	
	人数（人）	割合（%）
不登校生徒数	69	－
学校教育法施行規則第88条の3に基づき、自宅その他特別な場所で遠隔授業を受けた	2	2.9%
遠隔授業を受けた生徒のうち、遠隔授業によって単位を修得した	0	0.0%

８　不登校生徒のうち、中途退学・原級留置になった生徒数

・　不登校生徒のうち、中途退学となった生徒数は、高等部４人（5.8%）となっている。
・　不登校生徒のうち、原級留置となった生徒数は、0 人となっている。

別紙６

令和７年度　県立学校における中途退学者数等の状況

１　中途退学の概要（表１・図１・図２・図３参照）

・令和７年度の県立高校における中途退学者数は 369 人で前年度と同数だったが、特別支援学校高等部の 13 人を計上し、全体で 382 人となった。

・高等学校の課程別では、全日制が 229 人（前年度比４人減）、定時制が 119 人（同５人増）、通信制が 21 人（同１人減）となった。

・中途退学率は、県立学校全体で 1.09%となった。高等学校全体においては、1.08%となっており、課程別にみると、全日制が 0.77%（同増減なし）、定時制が 7.22%（同 0.50 ポイント増）、通信制が 0.80%（同 0.09 ポイント減）となっている。

・令和７年度については、過去５年間の推移を見ると、中途退学者数および中途退学率は、令和３年度以降、増加傾向にある。高等学校については、前年度と同じ調査対象で比較すると、中途退学率は 1.08%（前年度比 0.01 ポイント増）となっている。

（表１）中途退学者数・中途退学率推移

※中退率は年度当初の在籍生徒数に対する割合

	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
全日制　中退者数（人）	152	176	202	233	229
中退率（%）	0.47	0.56	0.66	0.77	0.77
定時制　中退者数（人）	126	123	111	114	119
中退率（%）	7.88	7.67	7.16	7.17	7.22
通信制　中退者数（人）	12	17	13	22	21
中退率（%）	0.54	0.78	0.54	0.89	0.80
特別支援学校　高等部　中退者数（人）	－	－	－	－	13
中退率（%）	－	－	－	－	1.66
合　　計　（人）	290	316	326	369	382
中退率（%）	0.80	0.90	0.94	1.07	1.09

（図１）中途退学者数および中途退学率の推移（全日制）

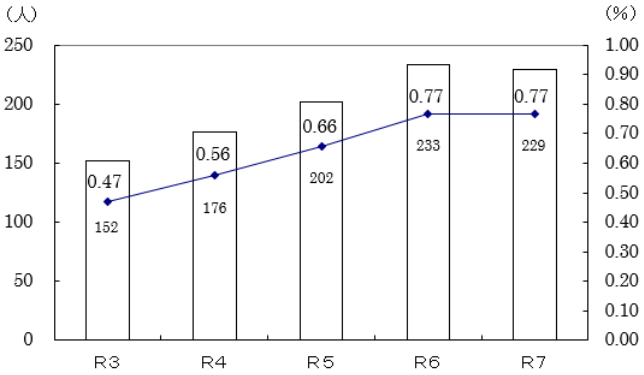

（図２）中途退学者数および中途退学率の推移（定時制）

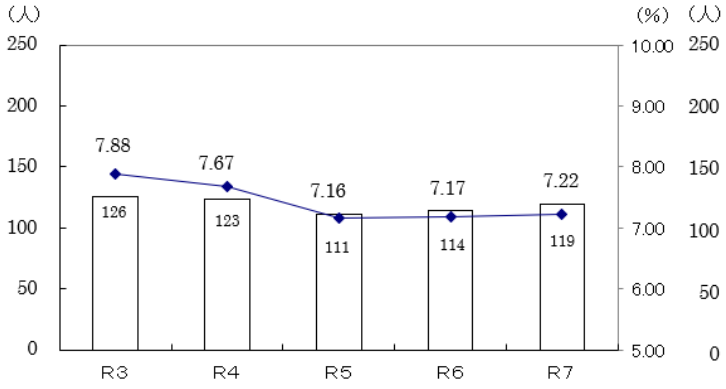

（図３）中途退学者数および中途退学率の推移（通信制）

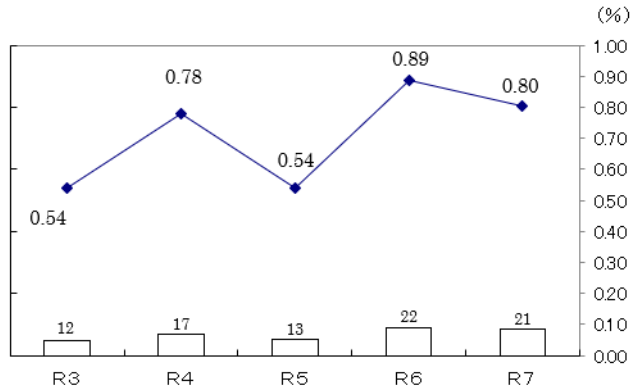

2　学科・学年別中途退学者数等（表２参照）

・全日制における学科別の中途退学者数および中途退学率は、普通科 113 人（中途退学率 0.70%）、専門学科 88 人（同 0.77%）、総合学科 28 人（同 1.21%）となっている。

・学年別の中途退学者数および中途退学率は、
１年生 164 人（中途退学率 1.49%）、
２年生 139 人（同 1.27%）、
３年生 41 人（同 0.39%）、
４年生以上 38 人（同 1.55%）となっている。

・中途退学者全体に占める割合は、１年生 42.9%、２年生 36.4%、３年生 10.7%、４年生以上 9.9%となっている。

（表２）学年別中途退学者数および中途退学率

		全日制					定時制		通信制	特別支援学校		中退者全体に占める割合	合計
		普通科		専門学科		総合学科							
		学年制	単位制	学年制	単位制	単位制	学年制	単位制	単位制	普通科	専門学科		
1年生	在学者数（人）	4,032	1,312	3,389	507	821	31	406	193	281	3	－	10,975
	中退者数（人）	51	7	34	5	13	11	34	6	3	0	－	164
	中退率（%）	1.26	0.53	1.00	0.99	1.58	35.48	8.37	3.11	1.07	0.00	42.9	1.49
2年生	在学者数（人）	4,276	1,144	3,313	527	770	25	384	255	241	4	－	10,939
	中退者数（人）	36	8	35	6	11	0	28	7	7	1	－	139
	中退率（%）	0.84	0.70	1.06	1.14	1.43	0.00	7.29	2.75	2.90	25.00	36.4	1.27
3年生	在学者数（人）	4,202	1,164	3,246	502	725	10	311	197	247	5	－	10,809
	中退者数（人）	9	2	5	3	4	0	14	2	2	0	－	41
	中退率（%）	0.21	0.17	0.15	0.60	0.55	0.00	4.50	1.02	0.81	0.00	10.7	0.39
4年生	在学者数（人）	－	－	－	－	－	14	467	1,967	－	－	－	2,448
	中退者数（人）	－	－	－	－	－	0	32	6	－	－	－	38
	中退率（%）	－	－	－	－	－	0.00	6.85	0.31	－	－	9.9	1.55
合計	在学者数（人）	12,510	3,620	9,948	1,536	2,316	80	1,568	2,612	769	12	－	34,971
	中退者数（人）	96	17	74	14	28	11	108	21	12	1	－	382
	中退率（%）	0.77	0.47	0.74	0.91	1.21	13.75	6.89	0.80	1.56	8.33	－	1.09
学科別在学者数（人）		16,130		11,484		2,316	1,648		2,612	781			
学科別中退者数（人）		113		88		28	119		21	13			
学科別中退率（%）		0.70		0.77		1.21	7.22		0.80	1.66			

※単位制については相当する学年に割り振っています。

3　事由別中途退学者（表３参照）

・全日制、定時制において、令和５年度までは、「学校生活・学業不適応」が最も多かったが、令和６年度以降は、「進路変更」が最も多くなっており、令和７年度も同様の傾向となっている。

・通信制においては、「進路変更」が最も多く、令和３年度以降、同様の傾向となっている。

※（表３における構成比は、中途退学者数合計に対する割合。）

（表３）中途退学者事由別比較

	事由	R3		R4		R5		R6		R7	
		人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）
全日制	学業不振	23	15.1	23	13.1	26	12.9	23	9.9	17	7.4
	学校生活・学業不適応	49	32.2	64	36.4	102	50.5	47	20.2	36	15.7
	進路変更	43	28.3	54	30.7	57	28.2	142	60.9	137	59.8
	別の高校への入学を希望	14	9.2	20	11.4	19	9.4	44	18.9	42	18.3
	専修・各種学校への入学を希望	2	1.3	4	2.3	1	0.5	4	1.7	6	2.6
	就職を希望	14	9.2	18	10.2	21	10.4	80	34.3	72	31.4
	高等学校卒業程度認定試験を希望	6	3.9	6	3.4	6	3.0	6	2.6	14	6.1
	その他	7	4.6	6	3.4	10	5.0	8	3.4	3	1.3
	病気・けが・死亡	9	5.9	13	7.4	9	4.5	9	3.9	9	3.9
	経済的理由	0	0.0	2	1.1	0	0.0	0	0.0	2	0.9
	家庭の事情	14	9.2	8	4.5	7	3.5	10	4.3	11	4.8
	問題行動等	9	5.9	6	3.4	1	0.5	0	0.0	10	4.4
	その他の理由	5	3.3	6	3.4	0	0.0	2	0.9	7	3.1
	合計	152	－	176	－	202	－	233	－	229	－
定時制	学業不振	3	2.4	4	2.3	1	0.5	1	0.4	0	0.0
	学校生活・学業不適応	41	32.5	39	31.7	41	36.9	27	23.7	4	3.4
	進路変更	51	40.5	41	33.3	41	36.9	54	47.4	82	68.9
	別の高校への入学を希望	2	1.6	5	4.1	5	4.5	5	4.4	3	2.5
	専修・各種学校への入学を希望	1	0.8	1	0.8	3	2.7	1	0.9	0	0.0
	就職を希望	32	25.4	27	22.0	27	24.3	39	34.2	68	57.1
	高等学校卒業程度認定試験を希望	3	2.4	3	2.4	1	0.9	0	0.0	3	2.5
	その他	13	10.3	5	4.1	5	4.5	9	7.9	8	6.7
	病気・けが・死亡	2	1.6	5	4.1	4	3.6	5	4.4	4	3.4
	経済的理由	0	0.0	4	3.3	3	2.7	2	1.8	2	1.7
	家庭の事情	23	18.3	17	13.8	7	6.3	14	12.3	13	10.9
	問題行動等	3	2.4	0	0.0	1	0.9	2	1.8	1	0.8
	その他の理由	3	2.4	13	10.6	13	11.7	9	7.9	13	10.9
	合計	126	－	123	－	111	－	114	－	119	－

	事由	R3		R4		R5		R6		R7	
		人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）	人数（人）	構成比（%）
通信制	学業不振	0	0.0	1	5.9	6	46.2	1	4.5	0	0.0
	学校生活・学業不適応	1	8.3	3	17.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	進路変更	7	58.3	11	64.7	6	46.2	16	72.7	17	81.0
	別の高校への入学を希望	2	16.7	1	5.9	4	30.8	0	0.0	1	4.8
	専修・各種学校への入学を希望	0	0.0	1	5.9	0	0.0	1	4.5	0	0.0
	就職を希望	3	25.0	5	29.4	1	7.7	9	40.9	15	71.4
	高等学校卒業程度認定試験を希望	0	0.0	4	23.5	1	7.7	5	22.7	0	0.0
	その他	2	16.7	0	0.0	0	0.0	1	4.5	1	4.8
	病気・けが・死亡	2	16.7	2	11.8	0	0.0	2	9.1	0	0.0
	経済的理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	家庭の事情	2	16.7	0	0.0	1	7.7	1	4.5	4	19.0
	問題行動等	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他の理由	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	9.1	0	0.0
	合計	12	－	17	－	13	－	22	－	21	－
特別支援学校	学業不振	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0.0
	学校生活・学業不適応	－	－	－	－	－	－	－	－	2	15.4
	進路変更	－	－	－	－	－	－	－	－	6	46.2
	別の高校への入学を希望	－	－	－	－	－	－	－	－	1	7.7
	専修・各種学校への入学を希望	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0.0
	就職を希望	－	－	－	－	－	－	－	－	2	15.4
	高等学校卒業程度認定試験を希望	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0.0
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	3	23.1
	病気・けが・死亡	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0.0
	経済的理由	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0.0
	家庭の事情	－	－	－	－	－	－	－	－	3	23.1
	問題行動等	－	－	－	－	－	－	－	－	1	7.7
	その他の理由	－	－	－	－	－	－	－	－	1	7.7
	合計	0	－	0	－	0	－	0	－	13	－